

| 岡山県公報                      |      | 発行<br>岡山県  |  |
|----------------------------|------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 目次                         |      | 担当課（室）     |                                                                                       |
| ○ 優良図書の推奨                  | 【告示】 | 男女共同参画青少年課 | ○ 〃                                                                                   |
| ○ 有害図書の指定                  |      | 〃          | ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了                                                                |
| ○ 特定施設の構造等変更許可申請           |      | 環境管理課      | ○ 〃                                                                                   |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 |      | 〃          | ○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正                                                    |
| ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出      |      | 指導監査室      |                                                                                       |
| ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定       |      | 健康推進課      |                                                                                       |
| ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新    |      | 〃          |                                                                                       |
| ○ 道路の区域変更                  |      | 道路整備課      |                                                                                       |
| ○ 道路の供用開始                  |      | 〃          |                                                                                       |
| 【公告】                       |      | 治山課        |                                                                                       |
| ○ 林業種苗生産事業者講習会の開催          |      | 建築指導課      |                                                                                       |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了    |      | 〃          |                                                                                       |
| ○ 〃                        |      | 〃          |                                                                                       |
| ○ 〃                        |      | 〃          |                                                                                       |
| ○ 〃                        |      | 〃          |                                                                                       |
|                            |      |            | 目次                                                                                    |
|                            |      |            | 担当課（室）                                                                                |
|                            |      |            | 人事委員会                                                                                 |

◎岡山県告示第三十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
平成三十一年二月五日

| 岡山県知事 伊原木 隆 太 |                          | 図 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太 |            |
|---------------|--------------------------|---------------------|------------|
| 番号            | 図 書 名                    | 著 者                 | 発 行 所      |
| 1             | こすずめとゆき                  | 深 山 さくら             | 佼成出版社      |
| 2             | 100年たったら                 | 黒 井 健               | アリス館       |
| 3             | だいじょうぶじゃない               | 石 井 睦 美             | 小学生（低）     |
| 4             | ペンソン先生にあたしはきつと☆はもらえない    | あ べ 弘 士             | ポプラ社       |
| 5             | さんねん？はんばない！からだのなかのびっくり事典 | 松 田 もとこ             | ポプラ社       |
| 6             | いいね！                     | 狩 野 富貴子             | 光村教育図書     |
| 7             | ソロモンの白いきつね               | ジェニファア・K・マン         | 青 山 南      |
| 8             | ぼくたちは幽霊じゃない              | 奈 良 信 雄             | こぎきゅう文     |
|               |                          | 加 納 徳 博             | 筒 井 とみみ    |
|               |                          | ヨシタケ シンスケ           | ジャックキー・モリス |
|               |                          | 千 葉 茂 樹             | 木 内 達 朗    |
|               |                          | フナヅリツイオ・ガッタイ        | 関 口 英 子    |

◎岡山県告示第三十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

| 番号 | 種 別 | 名 称                             | 発 行 者 等 |
|----|-----|---------------------------------|---------|
| 1  | 月刊誌 | 実話BUNKAタグー 3月号                  | コアマガジン  |
| 2  | ”   | 実話ナツクルズ 2月号                     | 大 洋 図 書 |
| 3  | ”   | 封印お宝スキヤンダル 2019年2月号<br>vol. 007 | マイウェイ出版 |
| 4  | ”   | BOY’ Sピアス禁断 2月号                 | ジュネット   |
| 5  | ”   | 恋愛白書パステル 2月号                    | 新 書 館   |
| 6  | ”   | 恋愛天国パラダイス 3月号                   | 竹 書 房   |

◎岡山県告示第三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 谷尾食糧工業株式会社

住 所 和気郡和気町和気814

氏 名 代表取締役 谷尾 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 谷尾食糧工業株式会社

所在地 和気郡和気町和気814

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 区 分                                                             |                            | 変 更 前                     |       |       |        | 変 更 後                |     |       |     |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------|-------|-------|--------|----------------------|-----|-------|-----|
| 工場又は事業場における施設番号                                                 |                            | 排水処理施設                    |       |       |        | 同左                   |     |       |     |
| 種 類 及 び 型 式                                                     |                            | 排水処理施設                    |       |       |        | 同左                   |     |       |     |
| 構 造                                                             |                            | 鉄筋コンクリート製                 |       |       |        | 同左                   |     |       |     |
| 主 要 寸 法                                                         |                            | 12,000mm×13,500mm×4,500mm |       |       |        | 同左                   |     |       |     |
| 能 力                                                             |                            | 340m <sup>3</sup> /日      |       |       |        | 400m <sup>3</sup> /日 |     |       |     |
| 処 理 の 方 法                                                       |                            | 凝集沈殿分離, 生物処理, 加圧浮上分離, 脱水  |       |       |        | 生物処理MBR法, 脱水         |     |       |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                               |                            | －                         |       |       |        | 許可後直ちに               |     |       |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                               |                            | －                         |       |       |        | 工事着手後10日             |     |       |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                               |                            | －                         |       |       |        | 工事完成後直ちに             |     |       |     |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                       |                            | 連続24時間                    |       |       |        | 同左                   |     |       |     |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量 | 区 分                        | 処 理 前                     |       | 処 理 後 |        | 処 理 前                |     | 処 理 後 |     |
|                                                                 |                            | 通 常                       | 最 大   | 通 常   | 最 大    | 通 常                  | 最 大 | 通 常   | 最 大 |
|                                                                 | 水 量 (m <sup>3</sup> /日)    | 274                       | 340   | 274   | 340    | 329                  | 400 | 329   | 400 |
|                                                                 | p H                        | 6.0                       | 9.0   | 5.8   | 8.6    | 同左                   |     |       |     |
|                                                                 | B O D (mg/L)               | 1,000                     | 1,200 | 20    | 30     |                      |     |       |     |
|                                                                 | C O D (mg/L)               | 900                       | 1,000 | 20    | 30     |                      |     |       |     |
|                                                                 | S S (mg/L)                 | 1,000                     | 1,200 | 15    | 20     |                      |     |       |     |
|                                                                 | 油 分 (mg/L)                 | 30                        | 50    | 3     | 5      |                      |     |       |     |
|                                                                 | T－N (mg/L)                 | 40                        | 60    | 27    | 45     |                      |     |       |     |
|                                                                 | T－P (mg/L)                 | 40                        | 60    | 11    | 30     |                      |     |       |     |
|                                                                 | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | －                         | －     | －     | <3,000 |                      |     |       |     |

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

## (5) 排水口に関する事項

| 排水口番号                      | No. 1排水口 |         |     |       |
|----------------------------|----------|---------|-----|-------|
| 区分                         | 変更前      |         | 変更後 |       |
|                            | 通常       | 最大      | 通常  | 最大    |
| 水量 (m <sup>3</sup> /日)     | 890      | 1,100   | 945 | 1,160 |
| p H                        | 5.8～8.6  | 5.8～8.6 | 同左  |       |
| BOD (mg/L)                 | 10       | 16      |     |       |
| COD (mg/L)                 | 10       | 16      |     |       |
| SS (mg/L)                  | 8        | 13      |     |       |
| 油分 (mg/L)                  | 2        | 3       |     |       |
| T-N (mg/L)                 | 13       | 22      |     |       |
| T-P (mg/L)                 | 4.9      | 13      |     |       |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | -        | <3,000  |     |       |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年2月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び和気町役場

◎岡山県告示第四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
総社市清音古地無番地

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第九号から第十一号までの該当の有無  
規則第五十八条第五項第九号に該当

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成三十一年一月十七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

## ◎岡山県告示第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

クロスファーム赤磐

#### 2 所在地

赤磐市熊崎一九二―七

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

一般社団法人クロスファーム

#### 2 主たる事務所の所在地

岡山市北区横井上一六八五―一

### 三 廃止年月日

平成三十一年一月三十一日

### 四 事業所番号

三三一一三〇〇一五〇

### 五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

のぞみ薬局ひがし店

津山市高野本郷一四三五―一六

平成三十一年二月一日

◎岡山県告示第四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 指定を更新した医療機関 |                |            |
|-------------|----------------|------------|
| 名 称         | 所 在 地          | 更新年月日      |
| 医療法人養命会佐藤医院 | 倉敷市水島西常盤町一〇―二四 | 平成三十一年二月一日 |
| 幸観堂薬局味野店    | 倉敷市児島味野一―一―一五  | 平成三十一年二月一日 |
| 児島あい薬局      | 倉敷市児島駅前二―一九    | 平成三十一年二月一日 |
| トマト薬局大島店    | 倉敷市大島五三六―二     | 平成三十一年二月一日 |
| ひまわり薬局加須山店  | 倉敷市加須山二二四―六    | 平成三十一年二月一日 |

◎岡山県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

| 区                                                     | 域 | 新旧別           | 幅員   | 延長 |
|-------------------------------------------------------|---|---------------|------|----|
| 美作市井口字椿谷道ノ上一〇三八番二地<br>先から<br>美作市井口字椿谷北平一〇四〇番二地先<br>まで | 新 | 一九・九〇<br>六五・一 | 七四・〇 |    |
| 美作市井口字椿谷道ノ上一〇三八番二地<br>先から<br>美作市井口字椿谷北平一〇四〇番二地先<br>まで | 旧 | 一一・四〇<br>一九・九 | 七四・〇 |    |

| 区           | 域 | 新旧 | 幅員 | 延長 |
|-------------|---|----|----|----|
| 一 道路の種類 県道  |   |    |    |    |
| 二 路線名 位田飯岡線 |   |    |    |    |
| 三 道路の区域     |   |    |    |    |

|                                                           |                                                           |        |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|
| 美作市英田青野字札場之元二九九番一地<br>先から<br>美作市英田青野字梅之木四二一番一地<br>先<br>まで | 美作市英田青野字札場之元二九九番一地<br>先から<br>美作市英田青野字梅之木四二一番一地<br>先<br>まで |        |
| 旧                                                         | 新                                                         | 別      |
| 五・六<br>一五・〇                                               | 八・二<br>一五・〇                                               | (メートル) |
| 一三〇・〇                                                     | 一三〇・〇                                                     | (メートル) |

◎岡山県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 一般国道 | 区間                                                             | 供用開始年月日    |
|-------|------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 路線名   | 三七三号 | 英田郡西栗倉村大字坂根字七郎右エ門畑五八四番一地内                                      | 平成三十一年二月五日 |
| 位田飯岡線 | 三七四号 | 美作市井口字椿谷道ノ上一〇三八番二地先から美作市英田青野字札場之元二九九番一地先から美作市英田青野字梅之木四二一番一地先まで |            |

〔五一〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成三十一年三月十一日（月曜日） 午前十時から午後五時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を所管する県民局農林水産事業部森林企画課へ平成三十一年三月四日（月曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦

三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講手数料

1 受講申込書に、一万四千百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。

なお、証紙には、消印しないこと。

2 納付した受講手数料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔五二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田九〇一―四、九〇三―一、九〇四―一、九〇五、九〇七、九〇

一―四地先水路、九〇四―一地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市西郡九二三―一

有限会社ワールド吉備路

代表取締役 風早 浄子

三 許可番号

岡山県指令建指第八九号

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

〔五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字般若寺四五八一六、四五八一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平野八八五一一レフィナードS二〇一号室

藤川 大貴

藤川 希

三 許可番号

岡山県指令建指第二九四号

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

〔五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市木之子町字上中ノ丁二四一三一、二四一四、二四一五、二四一六一、二

四一七一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市木之子町二三三〇

社会福祉法人新生寿会

理事長 佐々木 健

三 許可番号

岡山県指令建指第二四一号

〔五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田六八四―一〇、六八九―一、六八九―一〇、六八四―五の一部、六八九―六の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市黒崎二八二―五

株式会社アイワ不動産

代表取締役 富森 吉尊

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇六号

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

〔五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇八一五、四〇八一六、中央六丁目二五―一二七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中一一六一〇三レジデンス十和三〇六

水岡 典子

三 許可番号

岡山県指令建指第二四六号

〔五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田九〇一―四、九〇三―一、九〇四―一、九〇五、九〇七、九〇

一―四地先水路、九〇四―一地先道

二 公共施設の種類

道路、水路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市西郡九二三―一

有限会社ワールド吉備路

代表取締役 風早 浄子

五 許可番号

岡山県指令建指第八九号

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

〔五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田六八四―一〇、六八九―一、六八九―一〇、六八四―五の一部、六八九―六の一部

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市黒崎二八二―五

株式会社アイワ不動産

代表取締役 富森 吉尊

五 許可番号

岡山県指令建指第一〇六号

◎岡山県人事委員会告示第一号

平成十八年岡山県人事委員会告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができ  
る個人情報（指定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日以後に合格発  
表を行う試験から適用する。

平成三十一年二月五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

表中

|            |
|------------|
| 岡山県職員A採用試験 |
|------------|

を

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 岡山県職員A採用試験 | 岡山県職員A採用試験（アピール型） |
|------------|-------------------|

に、

|                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 簡易な方法による開示請求をすることができ<br>る者  | 第一次試験の不合格者及び第二次試験の受験者 |
| 簡易な方法による開示請求をすることができ<br>る期間 | 合格発表の日から一月間           |

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 簡易な方法による開示請求をすることができ<br>る期間 | 合格発表の日から一月間 |
|-----------------------------|-------------|

# 平成31年2月5日 岡山県公報 第12065号

を

に  
改める。

